平成２５年（フ）第１３８９号
京都市伏見区淀本町231番地２　淀正和フラット606
債務者　小西寿恵子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４０９号
京都府綴喜郡宇治田原町大字贄田小字植山32番地の１
債務者　山本　恵子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１８号
京都市左京区下鴨宮崎町59番地96
債務者　苅田　優子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９２号
京都市山科区小野御所ノ内町７番地３、前住所京都市山科区大塚壇ノ浦45番地23
債務者　大西　良馬
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９３号
京都市東山区大和大路通七条下る４丁目本池田町529番地30
債務者　森田　芳治
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９５号
京都市上京区五辻通千本東入上ル桐木町872デトムワン西陣Ⅲ308号、住民票上の住所京都市山科区四ノ宮行者谷27番地90
債務者　澤口　純一
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５８６号
兵庫県西宮市甲陽園若江町１番24号
債務者　域田　和郎
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６９３号
兵庫県尼崎市塚口本町３丁目10番５―103号
債務者　妹背　政子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２号
福岡県久留米市高良内町2569番地３
債務者　田中　健二
1　決定年月日時　平成26年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２４号
福岡県久留米市京町309番地６　カーサ京町102号、前住所福岡県久留米市荒木町白口2259番地２　サンコーポラス荒木２棟504号
債務者　山下　直哉
1　決定年月日時　平成26年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２８３号
佐賀県多久市北多久町大字多久原2172番地、申立時住所佐賀県多久市北多久町メイプルタウン10番11号
債務者　野田　美恵
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３４２号
佐賀県佐賀市諸富町大字山領558番地９
債務者　山田　剛英
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３４６号
佐賀県佐賀市大和町大字川上2286番地４
債務者　高園　照秋
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３６７号
佐賀県佐賀市三瀬村藤原1202番地
債務者　竹原　健二
1　決定年月日時　平成26年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９号
佐賀県佐賀市若宮２丁目４番４号　２Ｆ
債務者　梅山　貴子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡7563番地８
債務者　石橋由起子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１４号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡7563番地８
債務者　石橋　絹子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　佐賀地方裁判所武雄支部